

岩手県監査委員告示第 15 号

監査結果の公表（平成 19 年岩手県監査委員告示第 2 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 6 月 5 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査対象機関名

花巻教育事務所

1 監査実施日

平成 18 年 12 月 13 日

2 監査結果の公表の日

平成 18 年 2 月 2 日

3 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
歳入歳出外現金として保管している社会保険料について、処理していないものが、69,513 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	期限付臨時教員から徴収した社会保険料について、取り扱いに誤りがあったにもかかわらず事務処理していなかったものの 69,513 円のうち、社会保険事務所への届出自体に誤りがあった 12,943 円を平成 18 年 7 月 31 日に納付し、平成 13 年以降の徴収金の誤り分 19,640 円は該当者に対しての徴収・還付を平成 19 年 4 月 16 日までに終了し、平成 12 年度以前の徴収金の誤り分 36,930 円は平成 19 年 3 月 23 日に県歳入の雑入に繰り入れた。今後は、複数の職員での確認体制を確立し、再発防止に努める。